

## <児童虐待対応フロー図>

・虐待の疑いがある場合には次のように対応する。

- ① 学校の職員等が虐待を疑うに足る事実を把握した場合は、直ちに管理職（校長・教頭）へ報告
- ② 管理職は、市町村教育委員会に把握した事実を報告  
 ※不自然な外傷がある、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象となる児童生徒等から虐待について証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、市町村教育委員会だけでなく直ちに子ども相談センターに通告する。
- ③ 市町村教育委員会は市町村虐待担当部局、各警察署、子ども相談センターに情報提供又は通告

